

事業報告書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団北山歯科
- ①☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分あり)
- ②☐社会福祉法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
- ☐出資額限度法人 ☒その他
- ③☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町 3 丁目 103 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 11 年 12 月 21 日
- (4) 設立登記年月日 平成 12 年 1 月 7 日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	北山 哲平	
理事	北山 眞悟	
理事	北山 萌	
監事	森下 義美	

2. 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	北山歯科医院	2130500935	岐阜県各務原市鵜沼西町 3 丁目 103 番地	該当なし

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- (3) 収益業務 (社会福祉法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 7 年 5 月 22 日 令和 6 年度決算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) その他

法人名 医療法人社団北山歯科
所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町3丁目103番地

医療法人整理番号 482

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	36,583 千円
2. 負 債 額	12,649 千円
3. 純 資 産 額	23,934 千円

内訳	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,779
B 固 定 資 産	18,804
C 資 産 合 計	36,583
D 負 債 合 計	12,649
E 純 資 産	23,934

(注) 財産目録の価格は、貸借対照表の価格と一致すること。

土地及び建物について、該当する蘭の□を塗りつぶすこと

土地 (□法人所有 ■賃貸 □部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

建物 (■法人所有 □賃貸 □部分的に法人所有 (部分的に賃貸))

法人名 医療法人社団北山歯科
所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町3丁目103番地

医療法人整理番号	482
----------	-----

貸借対照表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	17,779	I 流 動 負 債	12,649
II 固 定 資 産	18,804	II 固 定 負 債	0
1 有形固定資産	17,572	負 債 合 計	12,649
2 無形固定資産	390	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	842	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	13,934
		IV 評価・換算差額金等	
		純 資 産 合 計	23,934
資 産 合 計	36,583	負債・純資産合計	36,583

所在地 岐阜県各務原市鵜沼西町3丁目103番地

482

(単位：千円)

科	目	金	額
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
1	事業収益		58,039
2	事業費用		59,344
	本来業務事業利益		-1,305
B	附帯業務事業損益		
1	事業収益		
2	事業費用		
	附帯業務事業利益		
	事業利益		1,445
II	事業外収益		1,890
III	事業外費用		83
	經常利益		502
IV	特別利益		1
V	特別損失		0
	税引前当期純利益		503
	法人税等		162
	当期純利益		341

監事監査報告書

医療法人社団北山歯科

理事長 北山哲平 殿

私は、医療法人社団北山歯科の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁種類等を閲覧し、本部及び重要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為または法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 7 日

医療法人社団北山歯科

監事 森 下 義 美